

平成30年10月17日

労働行政にかかる「働き方改革実行計画」の実施状況

- 1 働き方改革実行計画の山形県内での実施状況を整理したもの(労働行政所管の項目に限る)(平成30年10月17現在)
- 2 実施機関を略称で表示(厚労:厚生労働省、労働局:山形労働局)。
* 労働局において実施のものを藤色に色づけ。
- 3 前回報告後の主要な事項について、追加修正した箇所は、下線付け。

| 項目 1 非正規雇用の処遇改善 | |
|---|---|
| ① 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備 | |
| (同一労働同一賃金の法整備) | |
| 厚労 | 平成30年4月6日第196回国会に法律案提出 平成30年6月29日成立 平成30年7月6日公布 |
| (法改正の施行に当たって) | |
| 厚労 | 周知の徹底と準備期間の確保の方針。説明会・セミナーの開催、相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none">・同一労働同一賃金ガイドライン（案確定後は確定後の内容）について、局及び当該センターにおいて説明会の実施（月内4地域）や事業所訪問等により周知徹底を図る。 |
| 労働局 | <ul style="list-style-type: none">・働き方改革推進事業（委託事業）による事業主向けセミナー開催等による周知と相談等個別支援・山形県働き方改革推進支援センター（30年4月～）において、改正法及びガイドライン（案）に関する月1～2回のセミナー及び出張相談会を開催。常駐型専門家による相談対応、派遣型専門家による個別支援を実施。 |

山形労働局

項目1 非正規雇用の処遇改善

① 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備

(同一労働同一賃金の法整備)

| | |
|----|--|
| 厚労 | ○平成29年9月8日に労働政策審議会に法案要綱を諮問し、9月15日に答申 対象となる法律：パートタイム労働法・労働契約法・労働者派遣法 |
| | ○平成30年4月6日第196回国会に法律案提出 平成30年6月29日成立 平成30年7月6日公布 |
| | ○平成30年8月30日から労働政策審議会にて省令・指針について審議中 |

(法改正の施行に当たって)

| | |
|----|--|
| 厚労 | 周知の徹底と準備期間の確保の方針。説明会・セミナーの開催、相談体制の整備 |
| | ・同一労働同一賃金ガイドライン（案確定後は確定後の内容）について、局及び働き方改革推進支援センターにおいて説明会の実施（県内4地域）や事業所訪問等により周知徹底を図る。 |
| | ・働き方改革推進事業（委託事業）による事業主向けセミナー開催等による周知と相談等個別支援 |

| | |
|-----|--|
| 労働局 | ・山形県働き方改革推進支援センター（平成30年4月～）において、改正法及びガイドライン（案）に関する月1～2回のセミナー及び出張相談会を開催。常駐型専門家による相談対応、派遣型専門家による個別支援を実施。 |
| | |
| | |

② 非正規労働者の正社員化などキャリアアップの推進

(同一労働同一賃金の実現など非正規労働者の待遇改善に向けた企業への支援)

| | |
|-----|---|
| 労働局 | キャリアアップ助成金を活用して、非正規社員の正社員化、賃金引上げ、待遇制度の正規・非正規共通化に対する助成を実施 |
| | ○助成金制度の周知と活用促進 |
| | ・山形労働局オール助成金説明会の開催（平成29年6月・平成30年6月） ・ハローワークによる管内金融機関支店の担当者を対象としたキャリアアップ助成金説明会（安定部）の開催（平成29年9月～10月）など |

(無期転換ルールの円滑な適用)

| | |
|-----|--|
| 労働局 | ・平成30年4月から無期転換ルールの本格適用に向けた対応として、平成29年度の企業及び労働者への周知状況を踏まえ、平成30年4月に、企業向け周知として、①経済4団体・連合への無期転換ルール及びフリーダイヤルでの緊急ダイヤル設置（厚生労働省実施事業）の文書による周知協力依頼、②有期労働契約者が多い業種団体等（13団体）への無期転換ルール及び緊急ダイヤルの文書による周知協力依頼、③監督課と連携し各種会合時に資料配付、④労働局ホームページにバナー掲載。労働者に対する周知のため、①県・市町村広報紙への掲載依頼、②各市働く婦人の家及び男女共同参画センター、マザーズハローワーク、公民館・文化センター・スーパー等への資料配置を文書で依頼、③山形新聞へのQ&Aの掲載。 |
| | |
| | |

項目2 賃金引上げと労働生産性の向上

③ 企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

(最低賃金の引上げ)

厚労 地域最低賃金の改定について、平成29年7月以降中央・地方の最低賃金審議会で審議

労働局 ・山形県最低賃金審議会において、平成30年8月6日、24円引上げの1時間あたり763円で答申、同年10月1日発効。

| | |
|-------------------------|--|
| (最低賃金の引上げ支援) | |
| 厚労 | 最低賃金の引上げに向け、生産性向上のために設備投資を行う中小・小規模事業者に対する助成金である業務改善助成金制度の拡充 |
| 労働局 | ・業務改善助成金の利用拡大のため、7月に集中的な周知を事業者団体、地方自治体、労働組合を通じて実施。 |
| (賃金・生産性向上に向けた支援) | |
| 厚労 | ・生産性向上要件を満たす場合の優遇助成の仕組みの導入、金融機関による事業性評価の活用する仕組みを設けた。円滑な実施に向け、全国において金融機関への説明会実施。生産性向上に資する人事評価制度・賃金制度等を整備し生産性の向上、賃金アップ等を図った企業への助成制度「人事評価改善等助成金」の創設。平成29年4月1日～開始。 |
| 労働局 | ・山形県内の主な金融機関への説明会実施（平成29年4月12日・平成30年4月23日）。助成金の周知と活用促進に向け取り組んでいく。 |

項目3 長時間労働の是正

④ 法改正による時間外労働の上限規制の導入

| | |
|--------------------------------|--|
| (時間外労働の上限規制) | |
| 厚労 | 平成30年7月6日に改正法公布。平成31年4月1日より順次施行 |
| (長時間労働の是正に向けた業種ごとの取組み等) | |
| 労働局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>トラック輸送における取引環境・労働時間改善山形県協議会を通じた取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、荷主、トラック運送事業者、労使団体等から構成される協議会（以下「<u>トラック山形県協議会</u>」という。）を平成27年度に設置（労働局、東北運輸局山形運輸支局、山形県トラック協会が共同事務局）。荷主、運送事業者を対象集団とした長時間労働の抑制のためのパイロット事業（実証実験）の成果をまとめたガイドラインの策定後に協議会を開催（予定）。 ・<u>トラック山形県協議会共同事務局</u>が主体となり、荷主とトラック運送事業者を対象とした運転者の労働環境改善に向けた説明会を実施（予定）。 |
| 労働局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・経営者団体、事業者団体へ傘下企業への周知依頼（平成29年10月）。 ・県内の主な経営者団体、事業者団体への訪問要請、労働災害防止団体等関係団体への会員企業等へ周知依頼、山形県産業安全衛生大会における 資料配付（参加企業約460社）。 |

(地域の実情に即した取組)

労働局

- 年次有給休暇の取得促進など休み方改革の推進
 - ・ゴールデンウィーク、夏季、10月、年末年始における年次有給休暇取得促進のための取組。山形県、市町村、事業主団体、労働組合に周知依頼、各種広報誌及び労働局ホームページでの広報、「働き方・休み方改善コンサルタント」による相談支援の実施。
 - ・過労死等防止啓発月間、過重労働キャンペーン期間における要請など。

⑤ 勤務間インターバル制度導入に向けた環境整備

(勤務間インターバル制度導入に向けた環境整備)

労働局

- ・平成29年6月に集中的な周知を事業者団体、地方自治体、労働組合を通じて実施。年間を通じ働き方・休み方改善コンサルタントによる、事業主に対する職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）（平成29年度～新設）の活用も併せ取組促進。

⑥ 健康で働きやすい職場環境の整備

(メンタルヘルス、パワーハラスマント防止対策の取組強化)

労働局

- 過労死ゼロを目指す取組の強化
 - ・時間外・休日労働が月100時間超労働者の産業医への情報提供（平成29年6月～）の徹底。
 - ・労働局、監督署においてストレスチェックの適切な実施などするメンタルヘルス対策の推進及び「産業医・産業保健機能」の強化について、周知・啓発。

(監督指導の徹底)

厚労・労働局

- ・全社的指導、企業名公表などによる法規制の執行の強化。36協定未締結事業場への監督指導の徹底、労働時間適正把握ガイドラインに基づく適正管理の徹底。

項目4 柔軟な働き方がしやすい環境整備

⑦ 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援

(労務管理に関するガイドラインの刷新)

厚労

テレワークの普及、労働時間制度の利用方法の明確化、長時間労働対策の強化の視点から、平成30年2月に「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定（「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を改定）雇用型テレワークについて、長時間労働を招かないよう労働時間管理の仕方などを整理、在宅勤務以外の形態（モバイル・サテライト）についても対応

(セキュリティーに関するガイドラインの刷新)

厚労

ICT環境のセキュリティー対策の充実などのガイドラインの刷新

(導入支援、利用促進)

一

国家戦略特区による導入企業への相談支援の実施

(周知啓発)

厚労等

平成30年4月に集中的な周知を事業者団体、地方自治体、労働組合を通じて実施 5月に説明会を開催

⑧ 非雇用型テレワークガイドラインの刷新と働き手への導入支援

(法的保護の中期的検討)

厚労

非雇用型テレワークなどの雇用類似の働き方に関する法的保護の必要性を含め検討

(ガイドラインの改定)

厚労

クラウドソーシングの普及に伴うトラブルなどの実態を把握した上で2017年度にガイドラインを改定し、周知

労働局

「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」について、平成30年5月に説明会を開催

(業界として守るべきルールの明確化)

厚労

クラウドソーシング等の仲介業者（プラットフォーマー）について、2018年以降、最低限のルールを明確化

(働き手への支援)

厚労

働き手向けのガイドブックを2017年度中に改定する。⇒ 「自営型テレワーカーのためのハンドブック」

労働局

「自営型テレワーカーのためのハンドブック」の周知を図る

⑨ 副業・兼業の推進に向けたガイドライン策定やモデル就業規則改定などの環境整備

(ガイドラインの策定)

厚労

副業・兼業を普及させる観点から、そのメリットを示すと同時に、合理的理由なく制限できないことを明確にしつつ、企業が労働時間・健康をどのように管理するかのガイドラインを2017年に策定

(モデル就業規則の策定)

厚労

支障の生じる場合以外は副業・兼業を認める方向でのモデル就業規則の2017年度中の改定と周知

支障の生じる場合以外は副業・兼業を認める方向でのモデル就業規則の改定と周知

労働局

平成30年4月に集中的な周知を事業者団体、地方自治体、労働組合を通じて実施 5月に説明会を開催

(複数の事業所で働く方の保護や兼業・副業の普及促進に関する制度検討)

厚労

雇用保険(適用)、社会保険、労災保険(給付額)の検討

(副業・兼業を通じた創業・新事業の創出、人材確保)

厚労、他省庁

副業・兼業を通じた中小企業の人手不足対応の先進事例の周知・相談体制の充実 地域ブロック毎のモデル事例の創出

項目5 病気の治療、子育て・介護と仕事の両立、障害者就労の推進

⑩ 治療と仕事の両立に向けたトライアングル型支援などの推進

(トライアングル型サポート体制の構築)

労働局

・山形県、主要病院及び事業者団体等による山形県地域両立支援チーム（平成29年8月30日設置）の構成団体と連携したネットワークの充実と効果的な周知を図っていく。

(企业文化の抜本改革)

| | |
|-----|---|
| 労働局 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働局、監督署において「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」について説明し、経営首脳の意識改革、事業場の制度改善等について周知・啓発。 ・障害・治療と仕事の両立支援制度助成金（平成29年度新設）の周知。 |
|-----|---|

⑪ 子育て・介護等と仕事の両立支援、障害者就労の推進

| | |
|----------------|--|
| (介護・育児休業法等の改正) | |
| 厚労 | ・保育園に入れない場合等の育児休業期間の2年までの延長（平成29年10月1日施行）。雇用保険における支給期間の延長。 |
| 労働局 | ・平成29年10月1日施行。改正法について、周知。説明会の開催、監督署・安定所における周知、自治体公報や関係団体機関紙等を活用した周知。 |

⑫ 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

| | |
|------------------|--|
| (長期的寄り添い難支援の重点化) | |
| 労働局 | ・精神科医療機関とハローワークの連携によるモデル事業の実施。精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催。 |

| | |
|-----------------|---------------|
| 項目6 外国人材の受け入れ | |
| ⑤ 外国人材受け入れの環境整備 | (他省庁の所管のため割愛) |

項目7 女性・若者が活躍しやすい環境整備 及び

項目8 雇用吸収力の高い産業への転職・就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実

⑭ 女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援や職業訓練などの充実

| | |
|-----------------|---|
| (学び直し講座の充実・多様化) | |
| 厚労 | ・リカレント・IT等の就業像が見込まれる分野の講座、土日・夜間講座の増設（平成29年10月）。高度なIT分野を中心に経済産業省が認定する制度を2017年度中に創設し専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討。非正規を対象とした国家資格取得をめざす講座の新設・拡充（平成29年10月）、一括閲覧サイトの立上げ（作業中）。 |
| 労働局 | 非正規を対象とした国家資格取得をめざす講座の次年度の新設に向け、関係機関に働きかけている。 |
| (女性リカレント講座の増設等) | |
| 厚労 | 大学、企業との連携、託児サービス付訓練や保育士、看護師の職場復帰支援訓練（ハロトレ）の充実。 |
| 労働局 | ・県内における託児サービス付き訓練については一部実施済み。更なる拡大に向け、訓練実施機関に働きかけている。 |

項目7 女性・若者が活躍しやすい環境整備

⑮ パートタイム女性が就業調整を意識しない環境整備や正社員女性の復職など多様な女性活躍の推進

| | |
|----------------------------|---|
| (パートタイム女性が就業調整意識せずに働く環境整備) | |
| 厚労 | ・短時間労働者への被用者保険の適用拡大は平成31年9月までに更なる検討を行う。 |

| | |
|-----|---|
| 厚労 | ・就業調整の要因となっている企業の配偶者手当について、労使の真摯何より詰合いにより前向きな取り組みが行われるよう働きかけていく。 |
| 労働局 | ・事業主団体等への文書要請と山形労働局ホームページにて周知。 |
| 労働局 | ・女性活躍推進法に基づく女性が働きやすい企業（えるばし）、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てしやすい企業（くるみん）、若者雇用促進法に基づく若者が働きやすい企業（ユースエール）等の認定制度を活用し、働き方改革の好事例の横展開。 |
| 労働局 | 女性リーダー育成プログラム、役員候補段階のリーダー育成研修等についての情報提供 ・企業訪問等により、企業の経営トップ自らが女性の管理職登用など女性活躍の取組の機運を醸成するよう働きかけている。 |

⑯ 就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備の推進

| (就職氷河期世代への支援) | |
|-------------------------|---|
| 労働局 | ・ハローワークへの「わかもの支援コーナー」設置による利用者ニーズに応じた専門的な支援の実施、山形県若者就職支援センター、地域若者サポートステーション（委託事業）との連携による、職業的自立支援の強化。 |
| (高校中退者等への就労・自立支援) | |
| 労働局 | ・「山形県離学者支援協議会」を開催、学校・関係機関と連携し支援について周知・広報。山形県若者就職支援センター、地域若者サポートステーションとの連携強化。 |
| (若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応) | |
| 厚労 | 職安法を改正し、全求人を対象に違反を繰り返す企業の求人を受理しないことを可能とする 平成30年1月1日施行 |
| 労働局 | ・平成30年1月1日の改正職安法施行を受け、労働局、ハローワークにおいて各種機会を捉え、事業主や求職者に対する周知徹底発の実施。 |
| 労働局 | ・高校、大学と連携し、生徒・学生への労働法令関係の講義を実施。求人情報提供事業者に労働ルールの周知の要請。(予定) |

項目8 雇用吸収力の高い産業への転職・就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実

⑰ 転職、再就職者の採用機会拡大に向けた指針策定・受け入れ企業支援と職業能力・職場情報の見える化

| (転職・再就職者の採用機会拡大のための指針の策定) | |
|---------------------------|--|
| (成長企業への転職支援) | |
| 厚労 | 成熟企業から成長企業移動した労働者の賃金アップをさせた場合の支援（労働移動助成金）の拡充（平成29年4月1日～）、賃金がダウンした早期再就職者については再就職手当による対応（実施済み） |
| 労働局 | 拡充された労働移動助成金の周知と活用促進 |

⑱ 令和元年度の重点取り組み方針のあり方の検討会議の整備（検討会議の取組の充実）

項目9 高齢者の就業促進

⑯ 雇用継続延長・定年延長の支援と高齢者のマッチング支援

(継続雇用延長等の環境整備)

- 労働局
 - ・65歳超雇用推進助成金等の支援制度を活用し高年齢者の就業を促進。

(マッチングによるキャリアチェンジの促進)

- 労働局
 - ・「生涯現役窓口」をハローワーク山形及び酒田に設置し、65歳以上の高年齢求職者への支援を強化。

(雇用ではない働き方の推進)

- 労働局
 - ・委託事業「高齢者スキルアップ・就職促進事業」及び「高年齢者活躍人材育成事業」等による多様な就業機会の提供。

(高齢者の生活困窮を防ぐ就労機会の支援)

- 労働局
 - ・自治体等と連携した「生活保護受給者等就労自立支援事業」により就労支援を実施。